

答 申 第 7 0 号
令和2年12月2日

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹 本 真 紀

青森県情報公開条例第16条の2の規定による諮問について（答申）

令和元年9月18日付け青産本総第119号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

あおもり農商工連携ファンド助成事業採択文書等についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、以下の部分を開示することが妥当である。

第 2 の 2 (5) に掲げる文書中、申請No. 1 の事業に係る「対応状況を踏まえた採択について」欄

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和元年 6 月 10 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次に掲げる文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) あおもり農商工連携支援基金（農商工連携ファンド）○年度○期助成対象に採択された「○○○○○○開発及び販路開拓」（申請者 株式会社 A、B 組合）の事業申請書及びこれらの添付書類、その他これらに関する一切の文書
- (2) 上記申請者である株式会社 A 及び B 組合並びに上記事業協力者と思われる C 大学、D 大学、株式会社 E、合同会社 F 及び G 株式会社に関する一切の文書
- (3) 上記 (1) の事業に係る一切の文書
- (4) 上記 (1) の申請に対する審査に関する一切の文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その一部が個人を識別できる情報に該当する、又は本件開示請求が上記 1 (1) に係る事業に関するものに限定されているとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年 6 月 27 日、審査請求人に通知した。

- (1) あおもり農商工連携助成事業助成金交付申請書（平成○年 1 月 18 日付け）（以下「本件行政文書 1」という。）

- (2) 平成○年度○期あおもり農商工連携助成事業審査委員会 総合審査コメント（平成○年2月27日付け）（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) あおもり農商工連携助成事業審査結果報告書（平成○年2月27日付け）（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 平成○年度○期あおもり農商工連携助成事業の採択に関する書類について（平成○年3月14日付け）（以下「本件行政文書4」という。）
- (5) 平成○年度○期 あおもり農商工連携助成事業 審査委員の意見への対応状況と採択について（平成○年3月19日付け）（以下「本件行政文書5」という。）
- (6) あおもり農商工連携助成事業助成金交付申請書（平成○年1月18日付け）（修正後）（以下「本件行政文書6」という。）
- (7) ○年度○期のあおもり農商工連携助成事業助成金について（平成○年4月1日付け）（以下「本件行政文書7」という。）
- (8) 平成○年度○期あおもり農商工連携助成事業審査委員会（平成○年2月27日開催）に関する以下の文書
 - ア 平成○年2月5日付け起案文書
 - イ あおもり農商工連携助成事業審査委員会設置要綱
 - ウ あおもり農商工連携助成事業審査要領
 - エ 配付資料
 - オ 説明資料
 - カ あおもり農商工連携助成事業（経営革新助成事業）審査票
 - キ あおもり農商工連携助成事業審査結果報告書
- (9) 平成○年度○期あおもり農商工連携助成事業の採択について（平成○年3月14日付け）
- (10) あおもり農商工連携支援基金事業実施要領
- (11) あおもり農商工連携助成事業助成金交付要領

3 審査請求

審査請求人は、令和元年8月21日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分において実施機関が不開示とした部分のうち、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分について開示するとの裁決を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 理由及び事情

ア 理由

令和元年7月5日付け文書「行政文書開示請求に係る行政文書について」によると、不開示とした理由が「個人情報識別できる部分（条例第7条関係）及び当該開示請求に関連がない部分」となっているが、別表の「開示すべき理由」欄のとおり、不開示理由には該当しない。

イ 事情

(ア) ○○○製品研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）には、本件開示請求の対象となった「○○○○○○開発及び販路開拓」事業（以下「本件採択事業」という。）の申請者である株式会社Aも加わっているが、プラットフォーム内で秘密保持契約を交わしているため、メンバー外への情報提供については、プラットフォーム事務局への届け出等が必要である。

しかし、本件採択事業には、プラットフォームに所属していないB組合も加わっていることから、情報の漏えいが強く疑われる。

株式会社Aをはじめ、複数の青森県内の法人がプラットフォームに所属しているが、どのメンバーからも、プラットフォーム事務局に対して本件採択事業についての報告がない。本来、プラットフォームの目指す研究開発を、外部資金等を活用して実施する際には、プラットフォームのメンバーがコンソーシアムを構成して実施することとなっているが、本件採択事業の申請については、何ら報告やコンソーシアム形成や新しいメンバーの加入申請に関する連絡もなかった。

(イ) 本件開示請求により開示された行政文書の不開示部分には、個人情報には該当しないと思われるプラットフォームのメンバーの団体名や、○○○、○○○などの生物名、○○○や○○○など一般的な化学物質と推測される名詞、○○○、○○○など、本プラットフォーム内で多用されている取組に関する部分までが不開示となっている。

(ウ) 本件開示請求の目的は、プラットフォームのメンバー間における、知的財産等の侵害の有無や、プラットフォームにおける守秘契約違反等の事実を調査することである。

それにもかかわらず、実施機関が本件開示請求の対象となった行政文書の一部を不開示とすることは、実施機関及び青森県が県内関係者の不法行為の隠蔽を図っていることすら推測させるものであり、株式会社Aと同様に、実施機関及び青森県も責任を免れないものである。

(2) 弁明書に対する反論

ア 反論の趣旨

(ア) 本件処分に係る一部開示決定通知書（以下「本件処分通知」という。）では、条例第7条第3号「特定の個人が識別される情報であれば不開示とすること」のみが不開示の理由になっていたが、弁明書では、条例第7条第4号「「事業申請者及び関連会社」の「競争上の地位」、「権利利益」を「害するおそれがある」こと」を不開示の理由として説明している。

これによれば、別表「反論書の内容」欄で示すとおり、弁明書において条例第7条第4号を根拠とした不開示部分については、本件処分で不開示とした理由は虚偽であることになることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条に違反していることになり、弁明を受け入れることはできない。

このことから、下記イに示す条例第7条第4号を理由として不開示とした部分についての開示を再度求める。

(イ) 仮に、条例第7条第3号及び第4号を適用しようとする場合においても、本件採択事業の申請者である株式会社Aは、プラットフォームに所属し、

a プラットフォームと協力して「〇〇〇製品の研究開発や、その普及等」に取り組む契約を交わしていること

b プラットフォームから得られた技術やアイデアなどの情報について、了承なしにプラットフォーム外部に漏えいしないという秘密保持誓約書を提出済みであること

以上2点から、同社が有する情報について安易に公にする目的はなく、「〇〇〇製品研究開発プラットフォーム規則」（以下「プラットフォーム規則」という。）に基づいて、〇〇〇製品研究開発を協力して推進する立場にある。

したがって、条例第7条第4号を適用することには同意できない。

(ウ) プラットフォームには、株式会社A以外にも、多数のメンバーが所属しており、プラットフォーム規則に基づく研究開発の推進という公益上の必要性に鑑みれば、条例第9条が定める実施機関の裁量に基づく開示が適用されるべきである。

プラットフォームには、D大学〇〇学部、株式会社E、C大学（担当：丙）及び合同会社Fも所属しており、仮に、これらの団体や個人に関する情報が、本件開示請求に係る行政文書内に記載されている場合についても、条例第7条

第4号を適用することには同意できず、条例第9条に基づく開示を請求する。

一方、本件採択事業の共同申請者であるB組合については、プラットフォームのメンバーではないことから、同組合に属する個人名や取引先などの情報に条例第7条第3号が適用されることについては了承できる。

ただし、本件処分通知の開示しない理由には、条例第7条第4号の記載がなかったことから、当該部分について不開示とすることについて了承できない。

(エ) 条例第7条第3号を理由とした不開示部分については、該当部分の個人や団体がプラットフォームに属している場合、プラットフォーム規則に基づく研究開発の推進という公益上の必要性を鑑み、条例第9条が定める実施機関の裁量に基づく開示を請求する。

イ 不開示理由に対する反論

(ア) 別表のNo.1、No.3ないしNo.17、No.19、No.20及びNo.22ないしNo.24に係る不開示理由について

当初の不開示理由には条例第7条第3号が示されていたが、弁明書で条例第7条第4号を理由とすることに変更されていた。当初の不開示理由あるいは弁明書の不開示理由が虚偽と考えられる。さらに、関連会社がプラットフォームのメンバーであるならば、相互に協力して〇〇〇製品研究開発を推進する立場にあることから、条例第7条第4号の「競争上の地位」や「権利利益」を「害するおそれがある」ことを理由として不開示とすることは了承できない。

(イ) 別表のNo.2に係る不開示理由について

該当部分の個人や団体がプラットフォームに属している場合、条例第9条が定める実施機関の裁量に基づく開示を請求する。

(ロ) 別表のNo.18及びNo.21に係る不開示理由について

当初の不開示理由には、条例第7条第3号が示されていたが、弁明書で条例第7条第4号もその理由として追加されている。当初の不開示理由あるいは弁明書の不開示理由が虚偽と考えられる。さらに当該者がプラットフォームに所属していれば、情報を共有しながら外部に対しては守秘を保ちつつ相互に協力して〇〇〇製品研究開発を推進する立場にあることから、条例第7条第3号の適用及び条例第7条第4号を理由として不開示とすることは了承できない。当該部分の個人や団体がプラットフォームに属している場合、条例第9条が定める実施機関の裁量に基づく開示を請求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のおとりである。

1 本件処分内容及び理由について

- (1) 本件開示請求で開示を求められた行政文書は、実施機関が県内の農林漁業者及び中小企業者等を対象に実施している「あおもり農商工連携支援基金（農商工連携ファンド）」のうち、○年度○期に採択した本件採択事業（申請者 株式会社A、B組合）に係る事業申請から採択に至った経緯を記載した文書である。
- (2) 具体的には、本件採択事業の申請者が当該事業を活用して開発する商品、商品開発に至った経緯、商品の製造方法、販路開拓の方法等のほか、実施機関が事業の採択に向けて開催した平成○年度○期あおもり農商工連携助成事業審査委員会（以下「助成事業審査委員会」という。）における委員の発言等、個人及び法人等に関する情報が詳細に記載されている。
- (3) このことから、開示を求められた行政文書のうち、条例第7条（第3号及び第4号）に該当する部分を不開示としたものである。

2 審査請求の対象となった不開示部分を開示しない理由及び根拠条項について

別表の「不開示とした理由」欄及び「該当条項」欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 不開示理由の変更について

- (1) 実施機関は、本件処分通知の「4の部分を開示しない理由」欄に「個人情報に識別できる情報に該当するため（青森県情報公開条例第7条関係）」、「本開示請求

は、当該事業に関するものに限定されているため」と記載し、特定した行政文書の一部を開示しない理由について、不開示部分が個人を識別できる情報に該当する、又は本件採択事業に関連がないためと説明していた。

しかし、実施機関は、本件審査請求の後に提出した弁明書において、当該不開示部分の多くが、公にすることにより本件採択事業の申請者の正当な権利利益を害するおそれがある等の理由により、条例第7条第4号に該当するとして、不開示理由を大幅に変更している。

(2) これに対し、審査請求人からは、不開示理由を条例第7条第4号に変更した部分に関して、本件処分通知の不開示理由が虚偽であることになるため、不開示理由の変更は認められない旨の主張がなされている。

(3) 確かに、不開示理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、審査請求が提起されてから、理由の追加や変更を安易に認めてしまうと、理由付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがあるといえる。

しかし、当審査会において、審査請求後に変更された不開示理由について調査審議することができないとすると、当審査会からの答申を受け、本件処分が取り消された後に、実施機関がその変更後の不開示理由により改めて一部開示決定を行う可能性も否定できず、本件審査請求に対する迅速な裁決を妨げる事態を生じることになりかねない。また、最高裁判所平成8年（行ツ）第236号同11年11月19日判決の趣旨に照らしても、不開示理由の追加や変更が認められないものではない。

さらに、弁明書は実施機関によって審査請求人に送付されており、審査請求人には、変更後の不開示理由に対する反論の機会も与えられている。

(4) 以上のことから、当審査会は、本件審査請求の後に変更された不開示理由について調査審議を行ったものである。

3 本件審査請求の対象について

(1) 実施機関が本件開示請求に係る行政文書として特定した文書のうち、本件審査請求の対象となったものは、本件行政文書1ないし本件行政文書7である。

(2) 本件審査請求の対象となった不開示部分及びその理由

ア 本件審査請求の対象となった不開示部分は、本件行政文書1ないし本件行政文書7のうち、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分である。

イ 不開示理由及び適用条項について

(7) 実施機関は、弁明書において、本件審査請求の対象となった不開示部分の不開示理由及び適用条項について、別表の「不開示とした理由」欄及び「該当条項」欄に記載のとおり説明している。

なお、弁明書において説明のなかった別表のNo.25に係る不開示理由については、後日、当審査会の求めに応じて実施機関から提出のあった回答書の内容を記載したものである。

(イ) 当審査会が実施機関に対し、別表のNo.21に係る不開示理由をより具体的に説明するよう求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

a 条例第7条第3号該当性について

助成事業審査会の委員の名字は、条例第7条第3号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」に該当すると判断した。

b 条例第7条第4号該当性について

不開示部分には、本件採択事業で開発する商品の形態や、商品開発における着眼点について記載されており、公にすることにより、当該事業申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断した。

4 条例第7条第3号該当性について

(1) 実施機関は、別表中、以下の番号の「開示すべき部分」欄に掲げる部分（No.21に関しては、後述する一部分のみ）について、条例第7条第3号に該当すると説明しているので、以下、当該不開示部分の条例第7条第3号該当性について検討する。

ア No.2（本件行政文書1・本件行政文書6共通）

イ No.21（本件行政文書2）

ウ No.25（本件行政文書7）

(2) 条例第7条第3号の趣旨

ア 条例第7条第3号本文は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

イ 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）に該当する場合は、例外的に開示すると規定している。

(3) 別表のNo.2に係る不開示部分（本件行政文書1・本件行政文書6共通）

ア 本件行政文書1及び本件行政文書6は、本件採択事業の申請者（株式会社AとB組合との連携体により構成されている。以下「本件申請者」という。）から実施機関に提出された、本件採択事業に係る助成金交付申請書、事業計画書及びその他の添付書類である。

当審査会が本件行政文書1及び本件行政文書6を見分したところ、別表のNo.2に係る不開示部分は、本件採択事業に係る事業計画書の「事業の目的」欄の記述の一部であり、平成〇年に開催された会議を主催し、研究報告を行ったとされる特定財団法人の職員の氏名及び役職が記載されている。

イ 条例第7条第3号該当性

(ア) 第3号本文該当性

特定財団法人の職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。また、当該職員の役職についても、当該情報をもとに、特定財団法人のホームページ等の一般に公開されている情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

よって、特定財団法人の職員の氏名及び役職は、条例第7条第3号本文に該当する。

(イ) 条例第7条第3号ただし書該当性

a 条例第7条第3号ただし書イ該当性

当審査会の事務局職員をして特定財団法人のホームページ等の情報を確認させたところ、当該職員が主催した会議において研究発表を行ったとの情報は一般に公にされていないことが認められた。

よって、特定財団法人の職員の氏名及び役職は、条例第7条第3号ただし書イには該当しない。

b 条例第7条第3号ただし書ロ及びハ該当性

特定財団法人の職員の氏名及び役職が、条例第7条第3号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

(ウ) 以上から、別表のNo.2に係る不開示部分は、条例第7条第3号に該当する。

(4) 別表のNo.21に係る不開示部分（本件行政文書2）

ア 本件行政文書2は、平成○年度○期あおもり農商工連携助成事業（以下「本件助成事業」という。）に申請のあった各事業に対する、助成事業審査委員会の委員からの審査コメントが記載された文書である。

当審査会が本件行政文書2を見分したところ、別表のNo.21に係る不開示部分のうち、実施機関が第7条第3号に該当すると主張する部分には、コメントをした助成事業審査委員会の委員の名字が記載されている。

イ 条例第7条第3号該当性

(ア) 第3号本文該当性

助成事業審査委員会の委員の名字は、個人に関する情報であって、他の記述と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められるから、条例第7条第3号本文に該当する。

(イ) 条例第7条第3号ただし書該当性

a 条例第7条第3号ただし書イ該当性

当審査会の事務局職員をして実施機関のホームページ等の情報を確認させたところ、助成事業審査委員会の委員名簿等の情報は一般に公にされていないことが認められたことから、助成事業審査委員会の委員の名字は、条例第7条第3号ただし書イには該当しない。

b 条例第7条第3号ただし書ロ該当性

助成事業審査委員会の委員の名字が、条例第7条第3号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

c 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、助成事業審査委員会の委員は、実施機関の職員とは位置づけられていないことが認められたことから、助成事業審査委員会の委員の名字は、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

(ウ) よって、別表のNo.21に係る不開示部分（助成事業審査委員会の委員の名字）は、条例第7条第3号に該当する。

(5) 別表のNo.25に係る不開示部分（本件行政文書7）

ア 本件行政文書7は、実施機関において作成された本件助成事業の助成金の交付決定に係る起案文書である。

当審査会が本件行政文書7を見分したところ、別表のNo.25に係る不開示部分に

は、助成事業審査委員会の委員の氏名及び所属・職名が記載されている。

イ 条例第7条第3号該当性

(ア) 第3号本文該当性

助成事業審査委員会の委員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、条例第7条第3号本文に該当する。

また、各委員の所属・職名についても、各委員が所属する団体のホームページ等で一般に公にされている情報と照合することで、特定の個人を識別することができるものと認められるから、条例第7条第3号本文に該当する。

(イ) 条例第7条第3号ただし書該当性

a 条例第7条第3号ただし書イ該当性

前述のとおり、助成事業審査委員会の委員名簿等の情報は、一般には公にされていないと認められるため、助成事業審査委員会の委員の氏名及び所属・職名は、条例第7条第3号ただし書イには該当しない。

b 条例第7条第3号ただし書ロ該当性

助成事業審査委員会の委員の氏名及び所属・職名は、条例第7条第3号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

c 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

前述のとおり、助成事業審査委員会の委員は、実施機関の職員ではないため、助成事業審査委員の氏名及び所属・職名は、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(ウ) よって、別表のNo.25に係る不開示部分は、条例第7条第3号に該当する。

(6) 以上のとおり、別表のNo.2、No.21及びNo.25の「開示すべき部分」欄に掲げる部分（No.21に関しては、助成事業審査委員会の委員の名字）については、いずれも条例第7条第3号に該当するものと認められる。

5 条例第7条第4号該当性について

(1) 実施機関は、別表中、以下の番号の「開示すべき部分」欄に掲げる部分（No.21については、後述する一部分のみ）について、条例第7条第4号に該当すると説明しているため、以下、当該不開示部分の条例第7条第4号該当性について検討する。

ア No.1、No.3ないしNo.17、No.19及びNo.20（本件行政文書1・本件行政文書6共通）

イ No.21（本件行政文書2）

ウ No.22（本件行政文書3）

エ No.23（本件行政文書4）

オ No.24（本件行政文書5）

(2) 条例第7条第4号の趣旨

ア 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ このうち、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

(3) 別表のNo.1、No.3ないしNo.17、No.19及びNo.20に係る不開示部分（本件行政文書1・本件行政文書6共通）

ア 当審査会が本件行政文書1及び本件行政文書6を見分したところ、実施機関が不開示とした部分に記載されている情報は、次のとおり分類することができる。

- (ア) 本件採択事業に係る事業計画書中、「事業の目的」欄、「事業の内容」欄及び「実施の方法及び場所等」欄内の記述の一部（No.1、No.3ないしNo.12）
- (イ) 本件採択事業に係る事業計画書中、助成事業収支計画の予算額及び摘要欄内の記述の一部（No.13ないしNo.16）
- (ウ) 本件採択事業に係る事業計画書中、調査研究・開発研究等の委託に関する情報の一部（No.17、No.19）
- (エ) 見積書の一部（No.20）
- (オ) 本件申請者（株式会社A）の貸借対照表及び損益計算書の一部（No.20）
- (カ) 本件申請者（株式会社A）の定款の一部（No.20）

イ アの(ア)及び(ウ)の不開示部分には、本件申請者が新製品の開発の着想を得た経緯、開発する製品の形態、成分等に関する情報、製品開発や販路開拓の方法等が

記載されている。

これらの不開示部分には、本件申請者の製品開発及び販売方法のアイデアやノウハウが含まれており、これを公にすると、類似事業の競争において競合関係にある他団体等（以下「競合他団体等」という。）に知られることとなり、本件申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ ア(イ)の不開示部分には、開発する製品の試作・販売に要する経費とその内訳が記載されている。

これらの不開示部分を公にすると、競合他団体等において製品開発及び販売方法のアイデアやノウハウを推測することが可能となり、本件申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

エ ア(エ)の不開示部分には、開発する製品の試作過程で行う開発研究や調査等の委託内容、委託先、委託費の見積額等が記載されている。

これらの不開示部分を公にすると、競合他団体等において製品開発及び販売方法のアイデアやノウハウを推測することが可能となり、本件申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

オ ア(オ)の不開示部分には、貸借対照表の小科目の科目名及び金額、並びに損益計算書の当期純利益額以外の科目名及び金額が記載されている。

株式会社Aは、会社法（平成17年法律第86号）に規定する資本金5億円以上又は負債200億円以上の大会社ではないため、同法440条1項の規定により貸借対照表の公告が義務づけられている。ただし、同社の定款で公告方法が官報への掲載と定められていることから、同社が公告する内容は、貸借対照表の要旨にとどまるものと考えられる。

このため、ア(オ)の不開示部分は、本来一般に公にすることを予定していない内部管理に属する情報であると考えられることから、これを公にすると正確かつ細部にわたる財務内容が明らかとなり、同社の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

カ ア(カ)の不開示部分には、株式会社Aの定款に押印された同社の代表者印の印影が記載されている。なお、同定款は本件行政文書6にのみ添付されており、本件行政文書1にはア(カ)の不開示部分は含まれていない。

法人の代表者印の印影は、契約書や登記の申請書等に押印される重要なものであり、本来一般に公にすることを予定していない内部管理に属する情報であると考えられることから、これを公にすると、同社の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

キ 以上のとおり、アの(ア)ないし(カ)に掲げる不開示部分は、いずれも第7条第4号に該当する。

(4) 別表のNo.21及びNo.22に係る不開示部分（本件行政文書2・本件行政文書3）

ア 前述のとおり、本件行政文書2は、本件助成事業に申請があった各事業に対する助成事業審査委員会の委員からの審査コメントが記載された文書である。

また、本件行政文書3は、助成事業審査委員会から実施機関に対し提出された、本件助成事業に係る審査結果の報告書である。

当審査会が本件行政文書2及び本件行政文書3を見分したところ、別表のNo.21に係る不開示部分のうち実施機関が条例第7条第4号に該当すると主張している部分、及び別表のNo.22に係る不開示部分には、いずれも、本件採択事業に対する助成事業審査委員会の委員からのコメントの一部が記載されており、その中には、本件申請者が今後開発を予定する製品の形態や販売方法についての記述が含まれている。

イ 当該不開示部分からは、本件申請者の製品開発及び販売方法のアイデアやノウハウを読み取ることができるといえ、これを公にすると、競合他団体等に知られることとなり、本件申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ よって、別表のNo.21に係る不開示部分（助成事業審査委員会の委員のコメント部分）及びNo.22に係る不開示部分は、第7条第4号に該当する。

(5) 別表のNo.23に係る不開示部分（本件行政文書4）

ア 本件行政文書4は、本件採択事業の申請手続において、本件申請者が実施機関に対して提出した文書である。

当審査会が本件行政文書4を見分したところ、別表のNo.23に係る不開示部分には、本件採択事業に対して助成事業審査委員会の委員から出された意見の一部、及び同意見に対する本件申請者からの回答の一部が記載されており、その中には、本件申請者が今後開発を予定する製品の形態や規格、製品化に向けた工夫、具体的な販売方法についての記述が含まれている。

イ 当該不開示部分からは、製品開発の着眼点や手法、販売方法のノウハウなどを読み取ることができるといえ、これを公にすると、競合他団体等に知られることとなり、本件申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ よって、別表のNo.23に係る不開示部分は、第7条第4号に該当する。

(6) 別表のNo.24に係る不開示部分（本件行政文書5）

ア 本件行政文書5は、本件助成事業の申請者ごとに、助成事業審査委員会の委員からの意見、当該意見への申請者の対応状況及び採択結果をまとめた一覧表である。

当審査会が本件行政文書5を見分したところ、別表のNo.24に係る不開示部分は、次の3つに分類される。

(ア) 本件採択事業に対する助成事業審査委員会の委員からの意見の一部、及び同意見に対する本件申請者からの回答が記載されている部分（申請No.2の事業に係る「審査結果及び審査委員の意見等」欄及び「対応状況」欄）

(イ) 本件助成事業で採択となった別件の申請事業（以下「別件採択事業」という。）に対する助成事業審査委員会の委員からの意見、及び同意見に対する別件採択事業の申請者（以下「別件申請者」という。）からの回答が記載されている部分（申請No.1の事業に係る「審査結果及び審査委員の意見等」欄及び「対応状況」欄）

(ウ) 別件採択事業についての採択結果が記載されている部分（申請No.1の事業に係る「対応状況を踏まえた採択について」欄）

イ ア(ア)の不開示部分については、(5)において検討した別表のNo.23に係る不開示部分とほぼ同一の内容が記載されていると認められるため、条例第7条第4号に該当する。

ウ ア(イ)の不開示部分については、別件採択事業において開発が予定される製品の製造方法の工夫や販売戦略等の記述が含まれており、製品開発の手法、販売方法のノウハウなどを読み取ることができるといえ、これを公にすると、競合他団体等に知られることとなり、別件申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、ア(イ)の不開示部分は、第7条第4号に該当する。

エ ア(ウ)の不開示部分については、実施機関のホームページ等において公表されている本件助成事業の採択結果の内容と同一であるといえるから、これを公にしても、別件申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、ア(ウ)の不開示部分は、第7条第4号に該当しない。

(7) 以上のとおり、別表のNo.1、No.3ないしNo.17及びNo.19ないしNo.24の「開示すべき部分」欄に掲げる部分（No.21に関しては、助成事業審査委員会の委員のコメント部分）については、(6)のア(ウ)の不開示部分（以下「別件採択結果情報」という。）を除き、いずれも条例第7条第4号に該当するものと認められる。

6 条例第7条第3号及び第4号該当性

(1) 実施機関は、別表のNo.18（本件行政文書1・本件行政文書6共通）の「開示すべき部分」欄に掲げる部分について、条例第7条第3号及び第4号の両方に該当すると説明しているため、以下検討する。

(2) 当審査会が本件行政文書1及び本件行政文書6を見分したところ、別表のNo.18に係る不開示部分には、本件採択事業において開発する製品の試作過程で行われる開発研究を受託した国立大学法人（以下「受託大学法人」という。）の職員の所属学部及び氏名が記載されている。

(3) 受託大学法人の職員の所属学部及び氏名については、同法人のホームページ等を検索することにより当該職員が研究する専門分野を探索することが可能であることからすると、これを公にすると、競合他団体等において、本件申請者が新たに開発する製品の着眼点を相当程度類推することができることとなるため、本件申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、受託大学法人の職員の所属学部及び氏名は、条例第7条第4号に該当する。

(4) 以上のとおり、別表のNo.18の「開示すべき部分」欄に掲げる部分は、条例第7条第4号に該当するものと認められるため、同条第3号該当性について検討するまでもなく、不開示となる。

7 裁量的開示について

審査請求人は、プラットフォームの研究開発の推進という公益上の必要性に鑑みれば、別表のNo.2、No.18及びNo.21の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、条例第9条に定める裁量的開示が認められるべきであるとの主張をしているので、以下、当該不開示部分の条例第9条該当性について検討する。

(1) 条例第9条の趣旨

ア 条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条

第1号又は第2号に該当する情報を除く)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

イ 条例第7条各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはならないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することの利益が開示とすることの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できないため、条例第9条は、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

(2) 条例第9条該当性について

ア 審査請求人が裁量的開示を求める部分は、前述のとおり、いずれも条例第7条第3号又は第4号に該当するものである。

条例第9条による裁量的開示を行うに際しては、不開示情報の性質と開示することによる公益とを比較衡量することとなるが、審査請求人の主張する事実を踏まえたとしても、条例第7条第3号又は第4号に該当する部分を開示する公益が、開示しないことにより保護される利益を上回ることが明らかであるとまでは認められない。

イ よって、本件処分において、条例第9条による裁量的開示をしなかった実施機関の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

8 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

9 結論

以上のとおり、本件審査請求の対象となった不開示部分のうち、別件採択結果情報については不開示情報に該当しないため開示することが妥当であるが、その余の部分については開示することを要しないので、第1のとおり判断する。

10 付言

本件処分の妥当性について、当審査会は、以上のとおり判断するが、なお次のとお

り付言する。

(1) 不開示理由の変更について

行政処分における理由付記の制度は、不開示理由について実施機関の判断の慎重・合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、開示請求者の不服審査に便宜を与える趣旨から設けられているものと解される。

そのため、審査請求が行われた後に不開示理由を変更することは適切ではなく、実施機関においては、原処分時に不開示理由を十分に精査した上で、決定通知書に正確に記載しなければならないものである。

実施機関は、本件審査請求を受けてから、本件処分に係る不開示情報該当性について改めて検討を行い、弁明書において不開示理由の大幅な変更を行っていることからすると、本件処分時における不開示理由の精査は不十分なものであったと指摘せざるを得ない。

(2) 条例に基づかない不開示の判断について

条例第7条は、同条各号に定める不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求の対象となった行政文書を開示しなければならないと定めている。

このため、たとえ、開示請求者が求める行政文書の中に、開示請求の内容と直接関係のない部分が含まれる場合であっても、開示・不開示の判断は、特定した文書について行うことになるものであるから、条例上の不開示情報に該当しない限りは当該部分を開示することとなる。

実施機関は、本件処分通知において「本開示請求は、当該事業に関するものに限定されているため」とし、本件採択事業とは関連がないことを開示しない理由に挙げているが、このような理由は、不開示とする根拠には到底なりえないものであって、実施機関は、条例の規定をよく理解しないまま本件処分を行ったと指摘せざるを得ない。

(3) 教示文の誤りについて

平成28年4月に行われた行政不服審査法の改正に伴い、不服申立ての手續が「審査請求」に一元化され、また、審査請求をすることができる期間（審査請求期間）が60日から3か月に延長されたが、本件処分通知の教示文には、「処分があったことを知った日から60日以内に（中略）異議申立てをすることができます。」と記載されており、同法の改正を踏まえた適切な教示が行われていなかったことが認められる。

法定の期間よりも短い期間を審査請求期間として誤って教示した場合、審査請求

人は、教示された期間に信頼を置いて、当該期間内に審査請求を終えようと行動するものと考えられる。

このような対応は、不服申立ての機会を適切に確保する観点から審査請求期間を3か月に延長した法の趣旨を没却させるおそれがあるといえる。

- (4) 本件処分では、以上の3点について、不適切な事務処理が行われていると認められるため、実施機関においては、再発防止に向け、条例の趣旨を十分に理解した上で、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

No.	文書名	ページ	開示すべき部分	開示すべき理由	不開示とした理由	該当条項
1	本件行政文書1 本件行政文書6	4	「③事業の目的」 中の不開示部分	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分には「H合同会社」などの会社名が記載されていると思われるが、そうであれば株式会社I、G株式会社などの会社が不開示となっていないことから整合性がない。 なお、仮に当該不開示部分がH合同会社などの「H」が含まれる会社の場合は、H合同会社等は株式会社Aによる本件採択事業の申請に名を連ねることに同意したことはないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。	本件採択事業の申請者(株式会社A)の関連会社名が記載されている。HPを確認したところ、関連会社として当該情報が記載されていないことから、公にすることにより「競争上の地位」を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
2	本件行政文書1 本件行政文書6	5	1行目の不開示 部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分には開示請求者の氏名が記載されていると思われるが、開示請求者本人の氏名であり、不開示にする理由はない。仮に個人を識別できる部分であるとしても、本件採択事業の申請者の株式会社Aの代表取締役甲やB組合の組合長乙などの個人名が不開示になっていないことから整合性がない。 なお、仮に当該不開示部分が開示請求者の氏名の場合は、私は株式会社Aによる本件採択事業の申請に際して私の研究成果や名前を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。	役職及び氏名が記載されており、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものと判断した。また、条例では、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば不開示とすることとされている。	第7条 第3号
3	本件行政文書1 本件行政文書6	5	21行目以下の不開示 部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分は開示請求者本人による研究成果や〇〇〇やその他〇〇〇関連製品の製造方法等が記載されていると思われるが、そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。 さらに、当該不開示部分が〇〇〇関連の研究成果や〇〇〇関連製品の製造方法等であれば、本件開示請求に関連する情報である。	本件採択事業の申請に至った経緯が記載されており、公にすることにより、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
4	本件行政文書1 本件行政文書6	6	1行目から「③目的(今回申請する 目的を記載すること)」 までの不開示 部分全て	仮に当該不開示部分が〇〇〇関連の研究成果や〇〇〇関連製品の製造方法等の場合は、私は株式会社Aに対して私の研究成果や名前を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。		
5	本件行政文書1 本件行政文書6	6	「③目的(今回申請する 目的を記載すること)」 中の不開示 部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分は「〇〇〇」、「〇〇〇」等が記載されていると思われるが、そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。 さらに、当該不開示部分が「〇〇〇」、「〇〇〇」等であれば、本件開示請求に関連する情報である。	本件採択事業で開発する商品について記載されており、公にすることにより、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
6	本件行政文書1 本件行政文書6	6	「④事業の内容」 のうち「①事業内容」 中の不開示 部分全て	仮に当該不開示部分が「〇〇〇」、「〇〇〇」等の場合、これらは私の研究成果物であり、私は株式会社Aに対して私の研究成果物の名前を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。		

No.	文書名	ページ	開示すべき部分	開示すべき理由	不開示とした理由	該当条項
7	本件行政文書1 本件行政文書6	7 8	1行目から「③携体の役割分担」までの不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分は開示請求者本人による研究成果や〇〇〇やその他〇〇〇関連製品の製造方法等が記載されていると思われるが、そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。 さらに、当該不開示部分が〇〇〇関連の研究成果や〇〇〇関連製品の製造方法等であれば、本件開示請求に関連する情報である。 仮に当該不開示部分が〇〇〇関連の研究成果や〇〇〇関連製品の製造方法等の場合は、私は株式会社Aに対して私の研究成果や名前を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。	本件採択事業の申請に至った経緯が記載されており、公にすることにより、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
8	本件行政文書1 本件行政文書6	7 8	「③携体の役割分担」内の不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分は〇〇〇技術に関する情報であると考え。そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。 さらに、当該不開示部分が〇〇〇技術に関する情報であれば、〇〇〇技術についてはH合同会社が特許申請中であり、本件開示請求に関連する情報である。 仮に当該不開示部分が〇〇〇技術に関する情報の場合は、H合同会社は株式会社Aに対して〇〇〇技術の成果を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。	本件採択事業で開発する商品について記載されており、公にすることにより、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
9	本件行政文書1 本件行政文書6	8	「開発連携」、「販売開拓連携」及び「販売・販促」中の不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分は〇〇〇の効用、〇〇〇製品名、関連会社名等であると考え。そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。 さらに、当該不開示部分が〇〇〇の効用、〇〇〇製品名、関連会社名等であるとすれば、当然に本件開示請求に関連する情報である。 仮に当該不開示部分が〇〇〇の効用、〇〇〇製品名、関連会社名等の場合は、私はもちろんH合同会社も株式会社Aに対してこれらの情報を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。	本件採択事業で開発する商品の販路開拓の方法等が記載されており、公にすることにより、事業申請者の正当な権利利益(ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
10	本件行政文書1 本件行政文書6	8	「⑤実施方法及び場所等」中の不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分には〇〇〇等の製品名、本件採択事業の実施スケジュール、有効成分〇〇〇、〇〇〇等製品の単価等が記載されていると思われる。そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。	本件採択事業で開発する商品の試作方法等が記載されており、公にすることにより、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
11	本件行政文書1 本件行政文書6	9	不開示部分全て	さらに、当該不開示部分が〇〇〇等の製品名、本件採択事業の実施スケジュール、有効成分〇〇〇、〇〇〇等製品の単価等であるとすれば、当然に本件開示請求に関連する情報である。		
12	本件行政文書1 本件行政文書6	10	不開示部分全て			

No.	文書名	ページ	開示すべき部分	開示すべき理由	不開示とした理由	該当条項
13	本件行政文書1 本件行政文書6	11	「予算額」欄の不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分には数字(金額)が記載されていると思われる。そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。	本件採択事業で開発する商品の試作に係る経費が記載されており、公にすることにより、経費の規模から商品開発に係るアイデアやノウハウを推測できるため、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
14	本件行政文書1 本件行政文書6	12	「予算額」欄の不開示部分全て	さらに、当該不開示部分が数字(金額)であるとすれば当然に本件開示請求に関連する情報である。		
15	本件行政文書1 本件行政文書6	11	「摘要」欄の不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分のうち「アドバイザー」には開示請求者の氏名又は「丙」、「丁」等が記載されていると思われるが、開示請求者の氏名の場合は開示請求者本人の氏名であり、不開示にする理由はない。	本件採択事業で開発する商品の試作に係る経費の内訳が記載されており、公にすることにより、商品開発に係るアイデアやノウハウを推測できるため、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
16	本件行政文書1 本件行政文書6	12	「摘要」欄の不開示部分全て	仮に個人を識別できる部分であるとしても、本件採択事業の申請者の株式会社Aの代表取締役甲やB組合の組合長乙などの個人名が不開示になっていないことから整合性がない。 なお、仮に当該不開示部分が開示請求者の氏名又は「丁」の場合は、私や丁氏は株式会社Aから本件採択事業に関して旅費や謝金を受け取っていないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。		
17	本件行政文書1 本件行政文書6	14	「①委託委託の内容」中の不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分は「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」等が記載されていると思われるが、そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。 さらに、当該不開示部分が「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」等であれば、本件開示請求に関連する情報である。	本件採択事業で開発する商品の試作過程で行う研究内容が記載されており、公にすることにより、商品開発に係るアイデアを推測できるため、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
				仮に当該不開示部分が「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」等の場合、これらは私の研究成果物であり、私は株式会社Aに対して私の研究成果物の名前を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。		
18	本件行政文書1 本件行政文書6	14	「②委託業者及び代表者名」中の不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分は開示請求者の氏名又は「丙」等が記載されていると思われる。 個人を識別できる部分であるが、本件採択事業の申請者の株式会社Aの代表取締役甲やB組合の組合長乙などの個人名が不開示になっていないことから整合性がない。	【第7条第3号該当性】 研究者名が記載されており、公にすることにより、特定の個人を識別することができるかと判断した。 【第7条第4号該当性】 本件採択事業で開発する商品の試作過程で行う研究の担当者名(研究者名)が記載されている。論文等との照合により研究者の専門分野が判明し、商品開発に係るアイデアを推測できるため、公にすることにより、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第3号 第4号

No.	文書名	ページ	開示すべき部分	開示すべき理由	不開示とした理由	該当条項
19	本件行政文書1 本件行政文書6	14	「④委託する理由」中の不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分には〇〇〇等の効用なども確認する目的などが記載されていると思われるが、そうであれば、個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。	本件採択事業で開発する商品の試作過程で行う研究の委託理由が記載されており、公にすることにより、商品開発に係るアイデアやノウハウを推測できるため、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号
20	本件行政文書1 本件行政文書6	15 以降	(御見積書)以下のページの不開示部分全て(※) ※本件行政文書6のみ、事業申請者の定款(不開示部分あり)を含む	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。おそらく、見積りの数字等は個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関する情報である。	本件採択事業で開発する商品の試作に係る見積書及び事業申請書(株式会社A)の貸借対照表、損益計算書である。見積書は、公にすることにより、商品開発のアイデアやノウハウを推測できるため、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。また、貸借対照表及び損益計算書については、会社法等の法律の規定により、公にされることが予定されている項目以外の情報は、事業申請者の内部管理に属する情報であるため、不開示とした。	第7条 第4号
21	本件行政文書2	1	「事業No.2:〇〇〇〇〇〇開発及び販路開拓」中の不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分は「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」等が記載されていると思われるが、そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。 さらに、当該不開示部分が「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」等であれば、本件開示請求に関連する情報である。 仮に当該不開示部分が「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」等の場合、これらは私の研究成果物であり、私は株式会社Aに対して私の研究成果物の名前を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。	【第7条第3号該当性】 助成事業審査委員会の委員の氏名は、公にすることにより、特定の個人を識別することができるかと判断した。また、発言内容については、委員個人の社会活動に基づく内心が含まれる情報であるため、不開示とした。 【第7条第4号該当性】 助成事業審査委員会の委員の発言内容には、本件採択事業で開発する商品について記載されており、公にすることにより、事業申請者の正当な利益(知的財産権)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第3号 第4号
22	本件行政文書3	2	「平成〇年度〇期あおもり農商工連携助成事業審査委員会審査委員の意見」中、「事業No.2:〇〇〇〇〇〇開発及び販路開拓」中の不開示部分全て	個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。 おそらく、当該不開示部分は「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」等が記載されていると思われるが、そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。 さらに、当該不開示部分が「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」等であれば、本件開示請求に関連する情報である。 仮に当該不開示部分が「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」等の場合、これらは私の研究成果物であり、私は株式会社Aに対して私の研究成果物の名前を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。	本件採択事業で開発する商品及び販路開拓の方法が記載されており、公にすることにより、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。	第7条 第4号

No.	文書名	ページ	開示すべき部分	開示すべき理由	不開示とした理由	該当条項
23	本件行政文書4	2	「別紙」中の不開示部分全て	<p>個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。</p> <p>おそらく、当該不開示部分は「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」等が記載されていると思われるが、そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。</p> <p>さらに、当該不開示部分が「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」等であれば、本件開示請求に関連する情報である。</p> <p>仮に当該不開示部分が「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」等の場合、これらは私の研究成果物であり、私は株式会社Aに対して私の研究成果物の名前を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。</p>	<p>本件採択事業で開発する商品及び販路開拓の方法が記載されており、公にすることにより、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。</p>	第7条第4号
24	本件行政文書5	1	不開示部分全て	<p>個人を識別できる部分ではなく、かつ本件開示請求に関連する情報である。</p> <p>おそらく、当該不開示部分は「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」等が記載されていると思われるが、そうであれば「個人を識別できる部分」ではないことは明らかである。</p> <p>さらに、当該不開示部分が「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」等であれば、本件開示請求に関連する情報である。</p> <p>仮に当該不開示部分が「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」等の場合、これらは私の研究成果物であり、私は株式会社Aに対して私の研究成果物の名前を使うことを許可していないところ、株式会社Aによる当該違法申請を明らかにするために必要な情報である。</p>	<p>本件採択事業で開発する商品及び販路開拓の方法が記載されており、公にすることにより、事業申請者の正当な権利利益(知的財産権、ノウハウ)を害するおそれがあると判断した。</p>	第7条第4号
25	行政文書7	4	「(案の3)あおもり農商工連携助成事業審査委員会委員」中の不開示部分全て	※記載なし	<p>(弁明書)記載なし</p> <p>(回答書)助成事業審査委員会の委員の氏名及び所属・職名であり、個人を識別できることから、条例第7条第3号に該当すると判断したものである。</p>	第7条第3号

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 9 月 18 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
令和元年 10 月 3 日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和元年 10 月 29 日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
令和元年 12 月 20 日 (第106回審査会)	・ 審査を行った。
令和元年 12 月 25 日	・ 実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和 2 年 1 月 17 日 (第107回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 1 月 20 日	・ 実施機関からの書面を受理した。
令和 2 年 2 月 14 日 (第108回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 3 月 18 日 (第109回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 5 月 29 日 (第110回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 6 月 19 日 (第111回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 7 月 17 日 (第112回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 8 月 21 日 (第113回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 9 月 18 日 (第114回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 10 月 23 日 (第115回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部 准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

(令和2年12月2日現在)